

チャイルドケア事務局 行

「出展のご案内」の内容と出展規程を承諾の上、『チャイルドケア2024』への出展を下記のとおり申し込みます。 ※控えとしてコピーをお取りください。

1 出展者情報 ※に記入された内容は、印刷物、ホームページなどに掲載しますので、正確にご記入ください。 申込年月日: 年 月 日

※	フリガナ	
会社名		
(※)	(印刷物などへの表記を上記「会社名」から変更する場合のみご記入ください。)	
出展表記名		
※	URL	
出展責任者	所在地 〒	
	所属部課	役職
	フリガナ	TEL FAX
	氏名	E-mail
(請求書送付連絡窓口) 出展実務担当者	担当者所在地 〒	
	所属部課	役職
	フリガナ	TEL FAX
	氏名	E-mail

2 出展申込小間数 (請求書の発送先が実務担当者と異なる場合は、別途ご連絡ください。)

標準単価		出展料金(①×②)		支払予定期日	
小間単価①	¥187,000(税込)	申込小間数②	小間	年 月 日	支払期限:請求書発行日の翌月末

3 出展内容等 (出展料を含め、本展示会に関するすべての請求にかかる振込手数料は出展者にてご負担ください。)

出展製品の確認をさせていただきます。

出展ジャンル ※会場レイアウトに反映しますので、今回出展される主なジャンルを1カ所チェックしてください。
 機器・設備 用品・備品 システム コンテンツ サービス 人材 書籍 その他()

4 共同出展者 (共同出展者のある場合のみご記入ください。) ※に記入された内容は、印刷物、ホームページなどに掲載しますので、正確にご記入ください。

※	フリガナ
共同出展者名	
※	URL

5 連絡欄

--

【送付先】チャイルドケア事務局 FAX: 06-6944-9912 E-mail: infocc@tvoc.co.jp

受付		事務局使用欄			
受付日	受付番号	請求内容	請求書No.	請求日	入金日
		出展料金			

1	2	3
4	5	6



主な出展規程

1 出展申込方法

出展希望者は出展申込書に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、事務局宛てに郵送、ファクス、Eメールなどの手段により提出してください。

(出展申込書送付先)

チャイルドケア事務局(株式会社テレビ大阪エクスプロ内)

〒540-0008 大阪市中央区大手前1-2-15

Tel:06-6944-9920

Fax:06-6944-9912

E-mail:infoccc@tvcoe.co.jp

2 共同出展者の取り扱い

2つ以上の企業・団体が共同出展をする場合は、原則として1つの企業・団体が代表して出展申込を行い、出展料金などの請求をはじめとする事務局からの連絡は、すべて代表申込者の実務担当者のみ行うものとします。

共同出展を行う企業・団体名は、申込時に事務局に通知してください。その通知がない場合、主催者が制作する印刷物等に名称が掲載されない場合があります。

3 出展申込の契約

出展申込者(以下、出展者)が事務局の定める手続きを行い、出展申込(出展申込書の郵送、ファクス、Eメールなどの手段により提出)を事務局が受領した時点で出展申込の契約成立とします。

ただし、その出展者が出展資格を持たない、また出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わないと事務局が判断した場合は、出展を拒否することがあります。

4 出展申込締切

■出展申込締切：2024年4月30日(火)

ただし、上記締切以前であっても、出展申込が予定小間数に達した場合、申込を締切する場合があります。

5 出展料金の支払い方法

事務局が出展申込書を受領後、出展料金の請求書を送付しますので、請求書発行日の翌月末までに消費税込の合計金額を指定口座まで振り込むものとします。出展料金を期日までに支払わない場合は、出展申込を取り消しとする場合があります。

なお、出展料金を含め、本展示会に関する全ての請求にかかる振込手数料は、出展者が負担するものとします。

6 出展申込の解約

6-1 出展申込契約成立後に、申込の解約または申込内容の変更(申込小間数の削減など)は原則として認められません。やむを得ず、申込の解約または申込内容の変更を行う場合は、その理由などを明記した文書を事務局に提出し、承諾を得た場合に認められるものとします。

6-2 出展者および共同出展者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、反社会的勢力と判明した場合
7-3 出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わない場合
7-4 その他、出展が著しく不相当と認められる場合
7-5 前項にて出展申込契約が取り消された場合でも、出展者は事務局に出展料金(消費税込合計金額)を支払い、割り当てていた出展小間は、事務局によって適切な方法で使用できるものとします。

書面による解約および変更通知を受領した日	解約料
2024年5月1日(水)から5月31日(金)まで	出展料金(消費税合計金額)の50%
2024年6月1日(土)以降	出展料金(消費税合計金額)の全額

6-3 解約料金は、解約決定後、直ちに支払うものとします。

7 主催者による出展申込契約の取り消し

7-1 主催者は、出展者が下記の場合に該当するとき、出展申込の契約を取り消すことができます。

7-2 出展者および共同出展者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、反社会的勢力と判明した場合

7-3 出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わない場合

7-4 その他、出展が著しく不相当と認められる場合

7-5 前項にて出展申込契約が取り消された場合でも、出展者は事務局に出展料金(消費税込合計金額)を支払い、割り当てていた出展小間は、事務局によって適切な方法で使用できるものとします。

8 出展小間位置の決定

出展小間位置の割り当ては、出展申込の順番や小間数、展示内容、会場の構成等を勘案したうえで、主催者にて決定するものとします。また、主催者は、展示効果向上や来場者動線、消防等関係法令などと照合し、円滑かつ安全な運営上必要と判断した場合には、決定後であっても出展小間位置を変更できるものとします。

9 小間の転貸等の禁止

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展者相互において交換することはできません。

10 出展小間の引き渡し・小間装飾

出展小間は1小間あたり4㎡(間口2m×奥行2m)とします。隣接する出展者がある場合は、幅2m×高さ2.7mの壁面パネルを設置した状態で引き渡すこととします。ただし、角小間の場合は、通路面にパネルを設置しません。

上記に定めた内容以外に装飾をする場合は、別に定める装飾規程(2024年5月下旬発表予定)に沿って小間装飾を行うものとします。

11 出展物および展示装飾に関する規制

11-1 主催者は、出展者が出展申込書の出展内容欄に記載した内容、または、出展小間内に設置された展示物や装飾物等について、展示会開催趣旨・目的に沿わないと判断した場合、それらを出展者に撤去させたり、出展を拒否できるものとします。なお、その場合、主催者は、撤去費用の負担や出展料金の返金について、一切の責任を負いません。

11-2 展示装飾について、近隣小間の出展者から苦情が出たとき、主催者が展示会を運営する立場からその装飾内容を変更する必要があると判断した場合、該当する出展者はその装飾内容を変更しなければなりません。また、その場合に発生する費用等は変更を要請された出展者が負担するものとします。

12 展示物等の管理と免責

出展者は、搬入から会期、搬出の全期間中、責任をもって出展スペース内に常駐し、展示物の保護、維持管理や来場者への対応にあたるものとします。

主催者は警備員を配置するなどして会場全体の管理・保全にあたりませんが、出展小間内に設置されている展示物等への天災、不可抗力、盗難、紛失などの原因により生じる損失または損害について、その責任を負わないものとします。

13 損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意、その他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出展者は保険に加入するなど、十分な対策を講じてください。

14 展示会開催の変更・中止

14-1 主催者は、天災および本項に定めるその他の不可抗力により展示会の開催が著しく困難となった場合、会期・会場を変更、展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者は、この決定および実行により被る出展者に生じた損害や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する一切の責任を負わないものとします。

14-2 会期変更の取り扱いについて

出展申込みは、変更された会期等について有効とし、会期変更などを理由として出展を取消すことはできません。

14-3 出展料金の返金について

主催者が展示会開催を事前に中止した時は、既納出展料金から下記に定める金額を返金します。その際、銀行振込手数料は出展者の負担とします。また、主催者が会期変更(延期)を行った場合は、やむを得ない場合を除き既納出展料金の返金が行わないものとします。

展示会開催中止を決定した日	返金の割合
2024年4月30日(火)まで	出展料金の100%
2024年5月1日(水)～2024年6月30日(日)	出展料金の80%
2024年7月1日(月)～2024年7月22日(月)	出展料金の70%
2024年7月23日(火)～2024年7月24日(水)(搬入・設営)	出展料金の50%
2024年7月25日(木)(会期初日)	出展料金の30%
2024年7月26日(金)(会期最終日・搬出期間)	出展料金の0%

14-4 不可抗力について

戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。

15 出展規程等の遵守

出展者は、主催者が定める出展規程や装飾規程、展示会運営方法(以下、規程等)を遵守し、他の出展者の妨げにならないように展示を行わなければならないものとします。主催者は規程等を違反した出展者に対して、その是正と、場合により撤去を命じることができるものとします。

また、出展者は、会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項も遵守しなければなりません。

お問い合わせ

チャイルドケア事務局：(株)テレビ大阪エクスプロ

〒540-0008 大阪市中央区大手前1-2-15

TEL 06-6944-9920 FAX 06-6944-9912 E-mail infoccc@tvcoe.co.jp

適格請求書発行事業者 登録番号T6120001104848(株式会社テレビ大阪エクスプロ)

<https://www.kyouikuict.jp/cc/>